

茶花小学校いじめ防止基本方針

与論町立茶花小学校



1 学校におけるいじめの問題への対応体制の確立

(1) 未然防止

- 「児童生徒一人一人に、お互いがよさを認め合い、集団の一員として協力し合える人間関係を育む」ための教育活動の充実
 - ・ コミュニケーション能力や人間関係のトラブルを自分たちで解決する自己解決能力を育てる。
 - ・ 児童生徒一人一人に自己の存在感や有用感を味わわせるとともに「いじめは絶対に許されない」という学級づくりに努める。
 - ・ 児童会などによる主体的ないじめ問題への取組の充実を図る。
- 「児童生徒一人一人に自他の生命等を尊重する心情や態度を育む」ための指導の徹底
 - ・ 命の教育を含めた道徳教育を、全教育活動を通じて充実させ、児童生徒の思いやりの気持ちや自他の生命を尊重する心情や態度を育む。
 - ・ 人権尊重の視点から、全教育活動を通じて、児童生徒一人一人に「いじめは絶対に許されない」という心情や態度を育む。

(2) 早期発見・早期対応

- いじめの問題に関する実態把握
 - ・ 無記名アンケートに基づき、個別相談を行い、児童生徒の思いを十分に受け止めるとともに、全教職員で情報を共有する。
- いじめについての相談体制の充実
 - ・ 計画的な個別相談の実施や、担任、養護教諭、スクールカウンセラー等との連携による教育相談の更なる充実に努める。
 - ・ 24 時間電話相談「かごしま教育ホットライン 24」や「SNS を活用した相談・通報」事業など、相談機関等の周知徹底を図る。
- いじめへの迅速な対応と関係機関及び外部人材の連携の推進
 - ・ 児童生徒や保護者の声に対して、誠実に向き合うとともに、迅速かつ的確に対応する。
 - ・ 保護者と学校が一体となった取組を推進する。
 - ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用や、関係機関等との連携を図る。

(3) 教職員の資質向上

- いじめの問題の認知に関する教職員の共通理解
 - ・ いじめの定義、いじめの態様、いじめの認知方法について、十分な共通理解を図る。
 - ・ いじめられている児童生徒の切実な思いを、軽微と思われることでもしっかりとすくい上げ、教職員で情報を共有する。
- いじめの問題に関する教職員の資質向上
 - ・ オンデマンド等を活用して、いじめを認知する方法やいじめが起きたときの対処法などに関する研修を行う。
 - ・ スクールカウンセラーを活用したカウンセリングなどの研修を行い、教職員のいじめに関する実践的な対応力の向上を図る。
 - ・ 県道徳教育研修会、県総合教育センター等におけるいじめの問題に関する研修会を積極的に活用する。

2 いじめ早期発見フローチャート

